

九州工業大学情報科学センター規則

昭和62年 5月 6日 九工大規則第20号

九州工業大学情報科学センター規則

(目 的)

第1条 この規則は、九州工業大学学則（昭和61年九工大学則第2号）第4条の2の規則に基づき、九州工業大学情報科学センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(性 格)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、情報科学に関し、九州工業大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行なう施設又は教育若しくは研究のため共用する施設とする。

(業 務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 計算機システム及び各種情報システムの管理運営
- (2) 情報処理基礎教育及び情報処理専門教育の支援
- (3) 情報科学に関する研究開発
- (4) 民間機関等の情報技術者の再教育・再訓練
- (5) 教育研究に資するための情報処理関係施設及び施設の提供
- (6) その他センターに関し必要な業務

(組 織)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター次長
- (3) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任の教授の中から第7条に定める情報科学センター運営委員会の推薦する者について学長が選考する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター次長)

第6条 センター次長は、センター専任の助教授の中から学長が任命する。

- 2 センター次長は、センター長の命を受け、センターの業務を整理する。
- 3 センター次長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第7条 センターに、九州工業大学情報科学センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 運営の基本方針に関すること。
  - (2) 教官の人事に関すること。
  - (3) 予算概算の基本方針に関すること。
  - (4) その他運営に関すること。
- (運営委員会の組織)

第8条 運営委員会は、次の委員で構成する。

- (1) センター長
  - (2) 工学部の専任の教授の中から推薦された者 4名
  - (3) 情報工学部の専任の教授の中から推薦された者 4名
- (運営委員会委員の任期)

第9条 前条第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の委員長)

第10条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

(運営委員会の議事)

第11条 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 委員の議事は、出席委員の過半数の出席により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第12条 委員長が必要を認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(常任委員会)

第13条 運営委員会に、その運営を円滑にするため、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、運営委員会委員の中から、センター長の指名する者若干名で構成する。

(専門委員会)

第14条 前項に定めるもののほか、運営委員会に専門的事項を審議させるため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第15条 センターの事務は、当分の間、情報工学部事務部において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、昭和62年5月21日から施行する。
- 2 九州工業大学工学部附属情報処理教育センター規則（昭和49年九工大規則第6号）は、廃止する。